

建築設計業務委託特記仕様書

相楽中部消防組合消防本部

I 業務概要

1. 委託業務の名称 山城出張所改築工事設計業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 相楽中部消防署山城出張所
(2) 敷地の場所 京都府木津川市山城町平尾西方儀36番地2
(3) 施設用途 消防署（出張所）
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第二類とする。)

3. 設計条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 約1,400㎡
(既存建築敷地1,239.26㎡+敷地拡大約180㎡)
(b) 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域・法22条区域

(2) 施設の条件

- (a) 施設の延面積 ①約400㎡（新築） ②約250㎡（解体）
(b) 主要構造 ①軽量鉄骨造 ②鉄骨造
(c) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）

- ① 構造体 ① II III 類
② 建築非構造部材 ② A B 類
③ 建築設備 ③ 甲 乙 類

(3) 建設の条件

- (a) 工事費 約200,000千円（税抜）
(b) 工事工期 令和8年3月～令和9年3月（予定）
(4) その他の条件 別添設計概要による
(5) 基本設計図書の最終提出期限 令和7年8月
(6) 履行期間 入札通知書による

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「II業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲

委託欄に☑印をしたものを適用する。

(1) 一般業務

(a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃

(b) 実施設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃

(2) 追加業務

基本・実施共通☑

委託	業務内容	特記事項
☑	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）	
□	透視図作成 判の大きさ（ ） カット枚数（ ） 額の有無（ ） 材質（ ） 電子データ（ ）	
□	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪ガス <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。 なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	建築確認に関する手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令・条例に関する各種手続き業務 ・河川占用に係る手続き業務 ・仮使用申請に係る手続き業務 ・都市計画法の開発許可及び盛土規制法の協議 ・その他付随する関係機関との協議及び手続	
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物に関する手続き(標識看板の作成、設置報告等の届出)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成(既存建築物)	
<input checked="" type="checkbox"/>	環境保全性に関する検討資料の作成	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) ~~2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聴くこと。~~
~~建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号。以下同じ。))第17条の35の登録を受けている場合)を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。~~

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

※適用する基準は最新版を使用することを原則とする。

建築工事設計図書作成基準	
建築設備工事設計図書作成基準	
建築設計基準	
建築構造設計基準	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	
木造計画・設計基準	
建築設備計画基準	
建築設備設計基準	
建築設備設計計算書作成の手引	
建築設備耐震設計・施工指針 (独) 建築研究所 監修	
昇降機耐震設計・施工指針	
雨水利用・排水再利用設備計画基準	
構内舗装・排水設計基準	
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	
公共建築工事標準仕様書 (電気設備/機械設備工事編)	
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	
公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備/機械設備工事)	
公共建築木造工事標準仕様書	
建築物解体工事共通仕様書	
敷地調査共通仕様書	
建築工事標準詳細図	
公共建築設備工事標準図 (電気設備/機械設備工事編)	
建築工事監理指針	
建築改修工事監理指針	
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	
公共建築工事積算基準	
公共建築数量積算基準	
公共建築設備数量積算基準	
公共建築工事標準単価積算基準	
公共建築工事積算基準等資料	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	貸与
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	貸与
京都府建設交通部営繕課 電気/ 機械設備工事積算参考資	貸与
営繕工事積算チェックマニュアル	

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- (a) 業務着手届
- (b) 業務工程表
- (c) 管理技術者通知書
- (d) 管理技術者経歴書
- (e) 管理・主任技術者実績

上記の(d)及び(e)には次の内容を記載する。

- ① 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成21年度

以降の同種又は類似業務の実績、平成21年4月以降に担当した業務実績及び手持業務の状況

- ② 主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成21年度以降の同種又は類似業務の実績、平成21年度以降に担当した業務実績及び手持業務の状況
- ③ 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成21年度以降の同種又は類似業務の実績
- ④ (協力事務所がある場合) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける具体的内容
- ⑤ (建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野を追加する場合) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成21年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況
- ⑥ ~~プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行~~
~~受注者は、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。~~
なお、上記①、②及び④について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。

注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3) 業務を再委託する場合は、設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5) 協力事務所に所属する建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。

注8) 「平成21年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

① 平成21年4月以降に完成した施設の設計業務実績

② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

③ 次に満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、庁舎とする。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、事務所とする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

貸与する資料等

適用基準等のうち、貸与とされているもの

本仕様書文中で、貸与としているもの

本施設の図面(必要な部分の写し)

本施設の最新の計画通知書

既存施設の図面

標準設計例

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所(相楽中部消防組合) 貸与時期(業務に必要な期間)

返却場所(相楽中部消防組合) 返却時期(業務完了時)

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

(a) ~~指定部分※の範囲()~~

~~指定部分の履行期限()~~

~~※建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。~~

(b) 成果物の提出場所 (相楽中部消防組合)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

① 写真は、本府が行う事務並びに本府が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。

(e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について

別表1による。

(f) 改修・解体工事実施設計業務における図面目録について

別表2による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の印部分を適用する。設計図書には建築士である旨の表

示をして記名すること。

図面の大きさ (基本設計：☑A-1 ☑A-2、実施設計：☑A-1 ☑A-2)

本業務は電子納品対象業務です。

京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)に基づき図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりです。

ガイドライン掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	紙	電子納品	特記事項
	《総合》			
☑	総合基本設計図書 設計説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面)	1部	☑対象	
☑	工事費概算書	1部	☑対象	
☑	仮設計画概要書	1部	☑対象	
	《建築構造》			
☑	構造基本設計図書 構造計画説明書 構造計画概要書	1部	☑対象	
☑	工事費概算書	1部	☑対象	
	《設 備》			
☑	設備基本設計図書 設備計画説明書 設備設計概要書 諸元表	1部	☑対象	
☑	工事費概算書	1部	☑対象	

(注)：構造、設備の成果物は総合基本設計の成果物の中にも含めることができる。

：総合設計図は、適宜、追加してもよい。

：紙による成果物は、特記なき限りA4ファイル綴じとする。

(2) 実施設計☑

委託	成 果 物 名	紙	電子納品	特記事項
	《建築工事》			
☑	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	製本1部、縮小2部	☑対象	
☑	構造設計図、構造仕様書	製本1部、縮小2部	☑対象	
☑	構造計算書	1部	☑対象	

<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*	
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
	《設備工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計図	製本1部、縮小2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*	
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	建築確認	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	<input type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	営繕工事積算チェックマニュアル	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	

(3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	紙	電子納品	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input type="checkbox"/>	透視図（ ）	1式	<input type="checkbox"/> 対象*	
<input type="checkbox"/>	模型（ ）	1式	<input type="checkbox"/> 対象*	
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	地盤調査報告書、土質標本	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*	
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input type="checkbox"/>	空气中石綿濃度調査結果（ヶ所）	1部	<input type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	建材の石綿含有調査結果（5ヶ所）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	
<input checked="" type="checkbox"/>	保温材の石綿含有調査結果（1ヶ所）	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	

(注)：紙による成果物は、特記なき限り、書類はA4ファイル綴じ、図面は製本（背張り製本）とする。（縮小=A3判）

：「電子納品」が特記されていない成果物等を電子納品の対象とする場合は、監督職員と受注者で協議（ガイドライン「業務着手時の協議」による）を行う。

：電子成果品のファイル形式は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）」によるほか、オリジナルファイルも提出する。

：電子納品による電子媒体（CD-R等）の提出部数は（1）部とする。

5. その他の特記事項

(1) 現地調査

(a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）

- 測量等の方法 専門業者による測量及び調査
 設計事務所職員等による測定及び調査

(b) 構造計画に伴う地盤調査

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書による地盤調査とし、ボーリングの延長は約（15）m、箇所数は（2）箇所とする。

標準貫入試験を行い、乱れた試料の採取を行う。

所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合、又は著しく掘削が困難な場合は、監督職員と協議する。

(c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材の石綿含有調査

書面及び目視により、石綿の含有をあらかじめ確認したうえで、石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、試料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。試料採取箇所は、既存同等程度の復旧とし、雨水浸入等の対策をとること。

石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させること。処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と十分協議を行うこと。

試料採取位置・箇所数：総計6箇所

- ・ 外壁吹付材、床タイル、巾木、シーリング（建具廻り）、天井ボード
… 5箇所
- ・ 配管の保温材… 1箇所

※調査箇所及び数量については、現地調査結果に基づき協議すること

(d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査

受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）

(e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査

~~別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。~~

(f) 周辺工作物（擁壁、塀等）及び地中埋設物調査

工事における敷地内及び敷地周辺の工作物及び地中埋設物への影響について検討を行うとともに、隣接地への影響についても検討を行うこと。

損傷の恐れ等が有る場合は、有効な仮設計画を講ずること。

(g) 電波障害調査

既設テレビ電波障害対策設備受信部（解体建物塔屋に設置）の移設先選定のための電波状況調査及び移設の設計を行うこと。

(h) 設備機器等調査

既存建築物改修・解体等に際して関連する、撤去処分が必要な設備機器や、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、十分な調査を行うこと。

(2) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。

(3) 設計図書

- (a) 図面枠、特記仕様書は、本府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (b) 表紙及び図面リストを作成すること。
- (c) 京都府が定めた標準設計例を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。
- (d) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (e) 特殊な構造を使用する場合には、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (f) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (g) メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- (h) 積算内訳書の作成は、別紙1による。
- (i) 単価は、月刊刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3社以上の見積書を収集することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
なお、見積書を収集する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。

(4) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、本組合の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明

すること。

(5) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。

(6) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）

500万円以上（税込）の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「発注者確認用業務カルテ」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。

『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

相楽中部消防組合

本業務のうち、工事費の積算については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書作成システムによって入力したCD-Rを提出して下さい。

RIBC2については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書作成システム利用契約を結び、本組合より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するCD-Rのフォーマット形式は、京都府電子納品運用ガイドラインに従い、IS09660（レベル1）として下さい。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

記

* 営繕積算システムRIBC2の問い合わせ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33

契約関係 TEL:03-3434-3290

システム関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

利用契約の経費

内訳書作成システムの契約にあたっては、

利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円 [消費税別]が必要です。

※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システムCD-R及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1セット@5,000円 [消費税別]（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

* RIBC2の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

Windows版の場合

	RIBC2
OS	Windows 11
	Windows 10
	.NET Framework 4.8以上のインストールが必要
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布

一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	令和6年国土交通省告示第8号の業務内容	適用※	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
(5) 基本設計図書の作成	○		
(6) 概算工事費の検討	○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	△		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○	
	ii) 建築確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討	○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	×	

※ 本業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び受注者で行う業務を「○」で示す

別表2 実施設計（解体工事に適用）に係る図面目録について（参考）

本業務の下記の図面目録を参考に、実施設計の成果品をとりまとめること。

工事区分	図名	枚数	備考
建築意匠	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	工事区分表	1	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	1	
	平面図	1	
	屋根伏図	1	
	立面図	1	
	断面図	1	
	矩計図	0	
	平面詳細図	0	
	部分詳細図	0	
	展開図	0	
	天井伏図	0	
	建具表	1	
	各階伏図	1	
外構図	1		
仮設計画図	3	段階的な計画を含む	
建築構造	特記仕様書	0	
	基礎伏図	1	
	構造伏図	1	
	断面リスト図	1	
	軸組図	1	
	構造詳細図	0	
	鉄骨標準図	0	
	溶接基準図	0	
	土質柱状図	0	
	山留参考図	1	
電気設備	図面リスト	0	
	特記仕様書	0	
	案内・配置図・立面図	0	
	受変電設備	1	
	分電盤	1	
	系統図	1	
	機器姿図・仕様書	1	
	新設 配線図・平面図	0	
	撤去 配線図・平面図	1	
	部分詳細図	0	
	仮設 平面図	0	
機械設備	図面リスト	0	
	特記仕様書	0	
	案内・配置図・立面図	0	
	機器表	1	
	系統図	1	
	新設 配管・ダクト平面図	0	
	撤去 配管・ダクト平面図	1	
	部分詳細図	0	
	仮設 平面図	0	

(注)：本図面目録は、基本設計時に想定した参考資料であり、実施設計の成果を拘束する

ものではない。実施設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督職員と協議すること。）

: 実施設計の成果として、本図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）